

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年10月11日開催分）

**司会者：**皆様，本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これから裁判員裁判経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日の司会は私，大阪地方裁判所第15刑事部の橋本が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて，皆様の御協力のおかげをもちまして，これまでたくさんの裁判員裁判が審理，判決に至っておりますけれども，裁判員制度をよりよいものにしていくためには，裁判員を御経験になった皆様から率直な御意見を伺って，私どもがそれを今後に活かしていくことも重要であります。そこでこのような意見交換会を行っておりますが，本日は特に殺意又は正当防衛が争点となった事件を御担当になった皆様にお集まりいただき，そういう事件における当事者の主張・立証の分かりやすさ，あるいは評議しやすさといった点について御意見を伺うことといたしました。

本日は検察庁，弁護士会，そして裁判所から1名ずつ意見交換会のメンバーとして参加させていただいておりますので，まず一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

**川上検察官：**大阪地方検察庁の検事の川上と申します。裁判員裁判につきましては，これまで高松や京都に赴任していたときに経験があるんですが，大阪でこのような会合に参加するのは初めてですので，忌憚のない率直な御意見をいただきまして，よい点は伸ばす方向へ，改めるべき点は率直に改めるという活動をしたいと思いますので，御意見いただければと思います。よろしくお願いします。

**溝内弁護士：**弁護士の溝内有香と申します。私は裁判員裁判はこれまでに6件の立会い経験がございます。弁護人の活動，弁護活動に対しては，やはり分かりにくいという御意見も非常に承っております，いかにして分かりやすく伝えていくかということが，本当に大きな課題として受け止めております。私は大阪

弁護士会では刑事弁護委員会にも所属しておりますので、ぜひ今日は忌憚のない御意見をお聞かせいただいて今後の活動に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**芦高裁判官**：大阪地方裁判所の第1刑事部の裁判長をしております芦高と申します。

今回の意見交換会は殺意や正当防衛など、普通の社会的な用語としては誰でも知っている言葉ではないかと思いますが、実際に御担当された裁判員経験者の方は、こういう殺意などが争われる事案については非常に判断に悩まれたことがあったかと思ひます。その辺りで、特に当事者の活動も問題になるわけですが、当事者の活動が分かりにくかったというようなことがあれば、それは裁判官の事前の準備も不十分であったということになるかと思ひます。今日は特に辛口の御発言をいただくと私たちにとっても非常に勉強になるかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**司会者**：それでは、皆様方からお話を伺っていきたくと思ひます。進行ですが、それぞれ裁判員を御経験になってから少し時間も経っていますので、皆様が御担当された事件を私から簡単に御紹介しながら、最初に全体的な感想を一言ずつお話しいただき、その後、審理の順を追って段階的にお話しただければと思ひます。

まず1番さんからですが、1番さんが御担当になった事件は、マンションで近隣に住む被害者の生活音がうるさいと日頃から感じていた被告人が、その不満を爆発させて、刃物を持って被害者の家に行って被害者を挑発し、被告人と被害者との間で小競り合いがあった後、被告人が刃物で被害者を刺して、死亡はさせなかったけれどもけがをさせたという事件だったと思ひます。殺意のほか正当防衛も争点となって、殺意については、被害者を刺した際により被害者が死亡するかもしれないことを認識しながら、それを意に介さない心理状態にあったから殺意が認められ、正当防衛は攻撃を正当化する緊急事態にはなかったとして否定されていたと思ひます。では、1番の方の審理の状況

のお話は後で伺うとして、まずはこういう裁判を経験されての今の御感想などをお話しいただければと思います。

**裁判員経験者 1**：私が日常考えておりました殺意というのは、「殺してやる」とかそういう気持ちを持つことが殺意とっておりましたが、そういう行為によって死んでも構わないというような考え方というのを初めて裁判長から御説明いただきまして、全く違うとびっくりしたのがまず最初の印象です。

**司会者**：裁判員を担当された御感想はいかがでしょう。

**裁判員経験者 1**：日常とかけ離れたことを考えて、また判断していく難しさ、言葉の難しさ、そういうものが終わりました、果たしてこれでよかったのかなというのが残っております。

**司会者**：次に、2番さんが御担当になった事件は、被告人が夫婦げんかで暴行を受けて、刃物を持ち出して威嚇したところ、挑発されたりしたということで、刃物を振り下ろして相手を刺して、死亡はさせなかったけれどもけがをさせたという事件でした。こちらも殺意が争点になって、判決では、被告人は被害者を死亡させる危険性が高い行為であることを分かった上で刃物を振り下ろしたというようなことで殺意が認められているようです。2番の方、裁判員を御経験になった御感想などを簡単にお話いただけますでしょうか。

**裁判員経験者 2**：裁判のイメージが全然湧かなくて、自分なりにドラマで見ているようなイメージで進むのかな、途中で「異議あり」とかそういう感じで進行するのかと思っていたのですが、実際に裁判を経験してみると、ちょっと難しい面もあったんですけども、やってみて自分ではすごくよい経験になったと強く思います。

**司会者**：続いて、3番さんが御担当になった事件は、交際相手を自宅の隣人が殴ってけがをさせたと思って、隣人に腹を立てていた被告人が、お酒を飲んだ際にその怒りを強めて、刃物で隣人を刺して、けがをさせたけれども死亡はさせなかったという事件でした。殺意のほかに被告人の責任能力、精神状態について

も争いがあった事件のようですけれども、殺意については、本件行為により被害者が死ぬ危険性が高いことを分かっているながらあえて本件行為を行っているのであるから殺意が認められるということで殺意の結論が出て、責任能力については、また別途の理由で認められているということだったようです。では、3番の方、裁判員を御経験なさった上での御感想等をお話いただけますか。

**裁判員経験者3**：裁判をやってみて、まず一番初めに感じたのは、思ったよりすごく話しやすく、裁判官の方がすごく気さくにしてくれたので、和やかなムードになって、最初は本当に緊張して私に務まるのかなというのがまず第一で、何か堅苦しくて難しい言葉を言わないと駄目なのかなと思っていたんですけれども、全然そんなことはなく、初日から日を重ねるごとに、同じ裁判員の方々とも同志みたいな感じで意見が言いやすくなって、私的にはすごくよかった、やりやすい裁判でした。

**司会者**：続いて、4番さんが御担当になった事件は、知人との間で電話をかけた、かけないということで争いになった被告人が、文句を言うためにその知人のところに行こうとしたんですけども、殴られそうになったら威嚇しようと思って刃物を持って知人宅に行ったところ、逆に殴られるなどして、その刃物で相手を刺して、死亡はさせなかったけれどもけがはさせたという事件です。この事件でも殺意と正当防衛が争点となって、判決では殺意については人を死亡させる危険性が高い行為であることを認識した上で本件行為に及んだと認められるなどの理由で殺意が認められて、また、正当防衛については、被告人が防衛行為に及ぶことが許される状況ではなかったとは言えない、緊急の条件はあったけれども被告人の行為は防衛の程度を超えているので正当防衛ではなくて過剰な防衛だったというような結論になった事件のようです。では、4番の方、裁判員を御経験なさったの御感想等をお話してください。

**裁判員経験者4**：私も最初はすごく緊張していたんですけれども、裁判官の人たちも皆さん温かくて、意見を言いやすい空気を作っていただけたことで頑張っ

最後までできました。割と知らない言葉が多くて、未必の殺意だったかな、そういうのも全然知らなくて、本当に殺人といたら「殺してやる」というのかと思っていたら、心の中の何か小さなところから、それも殺意になるんだよみたいな話とかも教えてもらって、すごく勉強になりました。周りのお友だちに「裁判員のはがき来てん」と言ったら、みんな「ええっ」と言ってたんですけど、行ってみてすごくよかったから、絶対いいよって言える裁判員でした。

**司会者：**最後に、5番さんが御担当になった事件は、被告人が、被害者が車と地面の間に挟まれているのに気づいたのに、そのまま発車してしまって被害者をひいてしまったということで、そのひいたところが殺人事件ということで起訴された事件です。判決では、再発車の際に殺意があったとは認められないけれども傷害の故意はあると、けがをさせようという故意はあってひき逃げにもなるという結論になったかと思います。では、5番の方、裁判員を経験なさっての御感想等をお話してください。

**裁判員経験者5：**私の場合、すごく緊張してたんですけども、裁判長や裁判官の方々のサポートもありまして、話しやすい環境、評議しやすい言葉、何一つとっても裁判員の意見に必ず耳を傾けていただけました。本当にこの経験というものがすごく大きなものになっているような気がします。裁判員をしているというのは周りの知人にも話したんですけども、「暇やねんな」とか、「それだけ時間拘束されるのに、断わることもできたん違うの」とか言われました。あとは、大体こういう話をすると、大概の人は全く何も知らないので、簡単な言葉をすぐ出すというのが分かりました。殺意があったかどうかというよりも、そういうのはこういうふうな刑になるんじゃないのと簡単に言われるのを聞くと、全くこの裁判員という制度が浸透してないことが分かりましたし、いろんな人がもっと経験できるようなアナウンスというんですかね、そういうことをされたら、もっともつこの裁判員制度というものがよりよくなるのかなと思いました。

**司会者：**皆様から評議のときにはそれぞれお話のしやすい雰囲気があった，他方で難しい言葉が出てきた，初めて殺意というものについて深く考えることになったというような御意見も出てまいりました。

そこで，これからは本日の本題であります当事者の主張・立証の分かりやすさの点について御意見をいただきたいと思います。審理では最初に検察官が公訴事実を読み上げて，その後で検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述としてこれから証拠によって証明しようとする事実についてその概略を述べたと思います。その主張を書いた紙も配られたのではないかと思います。その上で裁判所が争点について説明をして，その後，本格的な証拠調べ，証拠の書類の取調べとか，証人あるいは被告人のお話を聞くといった手続が続いたと思います。まずは，証拠の中身ではなくて冒頭陳述，検察官と弁護人がこれからこういう事件について証拠調べをしてもらいます，我々の言い分はこういうところにありますよというようなところを言ったシーンを思い出していただきたいと思います。皆様の事件がどのような事件で，どのようなところに争点があって，証拠のどのようなところに注目すればいいということが，その段階である程度あるいはすっかり分かったかどうか，どの証拠にどういうふうに注目していけばいいか，あるいは証拠の内容に注目していけたらと思います。言い換えますと，冒頭陳述や裁判所の争点の紹介が証拠調べの目印，ガイドとして役に立ったか，それとも何かよく分からなかったり，役に立たなかった，あるいはこういう工夫があればよかったのと思うような点があれば御紹介いただければと思います。まず，どのようなところに注意して証拠を見聞きすればいいかということが分かったかどうかについてお伺いしたいと思います。1番の方からお伺いしてよろしいでしょうか。

**裁判員経験者1：**冒頭陳述という言葉自体ドラマでしか知りませんでしたので，何がポイントで何をどのようにすればいいのか，あくまでもそのプロセスだけをお話しされるのかなと思っていたんですが，今おっしゃったように，どの辺り

で何がどう分かったかというようなこと、そういう観点は最初はございませんでした。検察官の方の陳述メモは見ていて時系列で分かりやすかったです。反対に、申し訳ないんですが、弁護人の方の資料は、初めてこういうものを見る人間に対しては、だらだらっと書いてあって、素人の私の目には分かりづらかったです。何度も読み返して、こういうことを言いたいのかな、こういうことなのかなというのを、長い文章を何回も何回も読み直したので、もう少し要約していただいたら、すっきりと頭に入ったのではないかと思います。

**司会者：**2番の方にもお伺いしたいんですけれども、検察官や弁護人の最初の紹介で、どのような証拠に注目すればいいとか、殺意についてこの辺りが出てくるのかなというようなことが、冒頭陳述が証拠調べのガイドとして役に立ったかという点について、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**冒頭陳述の読み上げで検察官が早口だったので、ちょっと聞き取りにくいということはありませんでした。ただ、その書類の今ここを読んでいるというのは大体分かったので、書いてあることは自分の中で、こういうことが起きてこういう感じなんだというのは分かりました。弁護人の読み上げはシンプルで分かりやすく、読み上げ方も早口ではなかったので、すんなり耳に入ってきて分かりやすかったです。

**司会者：**殺意についてこういうものだというのは、冒頭陳述の段階ではまだ分かりにくかったでしょうか。

**裁判員経験者2：**殺意に関しては、読み上げているときに分かりました。読み上げたときのスピードが早かったのが印象に残っています。

**司会者：**殺してやろうというだけではなくて、死んでしまうかもしれないような危険性の高い行為をそれが分かっててあえてやるということ、死んでしまっても構わないというようなことでも殺意であるというのは、最初の頃からある程度認識はしていただけでしょうか。

**裁判員経験者2：**はい、分かりました。

**司会者：**では、3番の方にも御質問なんですけれども、冒頭陳述が証拠調べのガイドとして役に立ったかについてどうお感じですか。

**裁判員経験者3：**冒頭陳述を読み上げてくれることに関しては、資料もあったので、弁護人の意見も検察官の意見も普通に聞き取ることができたんですけれども、殺意の有無とか、精神的なものが関与していたかどうかとか、そういうことを争うということが実際もう決められた状態の中でやっていて、あと弁護人は被害者がどういう人間だったかということまで伝えようとしている部分があったんですけれども、それは争点ではないから何か関係ないみたいな感じの流れになって、私がちょっと思ったのは、裁判員としては、その人がどういう人間だったかということも知りたかったというのが正直ありました。冒頭陳述の説明としては、話し方も普通でよかったですと思います。

**司会者：**その後の証拠調べに入って、冒頭陳述で言っていた点についていよいよ来たというようなことはありましたでしょうか。

**裁判員経験者3：**普通に話が進んでいる感じだったので、置いてけぼりとかそういうことは思わないんですけれども、特に「あっ、これがこの部分か」という感じでもなかったです。普通に読み上げるのを聞いたという感じでした。

**司会者：**4番の方、同じ質問なんですけど、いかがだったでしょうか。

**裁判員経験者4：**私の場合は、検事の方がものすごく威圧的で早口で、「絶対悪い、悪い」という感じの陳述で、弁護人は、二人で一生懸命何か相談しながら読んでいる感じでした。検事のほうは一目瞭然のすごく見やすい資料で、図も入っていたりしたんですけど、弁護人のほうは漢字がいっぱいで、何かあまり読む気もしんどくなるような雰囲気になってしまいました。

**司会者：**殺意についてこういうところが問題になるのかなということは、冒頭陳述を聞いてるときを思い出していただいて、どうでしょうか。

**裁判員経験者4：**殺意というか、何かもう被告人が悪いというふうにしかな頭に入っていなかったもので、冒頭陳述ではそれしか思っていなかったです。

**司会者：**では、5番の方、同じように冒頭陳述についてどのようにお感じになりましたか。

**裁判員経験者5：**皆さんと一緒の意見で、検察側の冒頭陳述と弁護側の冒頭陳述の差というのがあって、検察側がチャート的に書かれているのに対して、弁護側は、時系列というかずっと文章で並べていました。私の場合、正直裁判が始まっても、これがどういうところで殺人事件なのかというのがちゃんと明確に分かっていなかったのので、検察の方のお話と冒頭陳述を見ていると、こういうことで殺人、殺意があるというふうに考えないといけないのかなというのあれば、弁護側の弁護人の冒頭陳述を見ると、これでは殺意はないのかなと、ちょっとこの辺りの気持ちが動いたというのは確かです。分かりにくいことは全くなかったです。ただ、殺意に対しての考え方の両方の違いというのが、自分としては戸惑ったというのがあったのと、しっかり聞かないとと思って気を抜く暇が全くなかったというのがあって、1日目からして疲れたのはありました。

**司会者：**最初のところで文字ばかりの資料だと疲れるというようなことも含めて、どちらかというとなら弁護側に旗色が悪いお話がありましたですけども、問題はそれが証拠の内容できちんと弁護側から挽回できたかどうかというところになってくるかと思います。

証拠調べの本体にその後入ってくるわけですが、今5番の方がおっしゃったように、どちらになるのかというのは冒頭陳述の段階ではまだ証拠ではありませんので、どちらともつかないというところで、では証拠はどうなっているのかというところを御覧いただいたと思います。ですので、証拠を見聞きしている途中ではあるんですけども、ここは殺意あるいは正当防衛、さらには責任能力、こういうものにつながるお話なんだと、逆に、この点をこう考えれば殺意があったとは言えなくなるなとか、あるいは、ここをこう考えると正当防衛というわけにはいかないんだなというような感じを、証拠調べの途中で持っていたことができたか、あるいは後で振り返って、そういうことを後で評議で考

えるに当たって、証拠調べの中身が自分の考えを整理するのにふさわしい、役に立つものだったかどうかということについてお感じになったところの御感想をお話しいただきたいと思います。最後までどの証拠が重要なのが分からなくて、評議になって、ああ、これかみたいな感じになったのか、それとも、どこかのポイントでなるほどというようなことを証拠調べの途中でも思うことがあったかという辺りです。本日は検察官と弁護人が来てくださっておりますので、検察官や弁護人に対して証拠調べの読み方、あるいは証人や被告人への質問の仕方などに関しての質問の形で出していただいても結構ですので、その辺りについての御感想をお伺いしたいと思います。証拠調べの中身がどの程度、殺意や正当防衛について判断するのに分かりやすかったか、あるいは分かりにくかったかについて順番に御感想をいただきたいと思います。では、今度は5番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者5**：ドライブレコーダーを見ながら、殺意があったかどうかという部分をいろいろ考えさせられたというのはありました。それが後々の自分の考えとしてはつながったように思います。

**司会者**：ドライブレコーダーは、図とかそういうものに比べると証拠として判断をするに当たってのインパクトは強かった、あるいは参考になったということでしょうか。

**裁判員経験者5**：はい。今の車は全てにドライブレコーダーが付いているわけではないので、もしなければ文字や写真や図面で判断しないといけないと思うんですけども、ドライブレコーダーはかなりインパクトが強くて、しっかり自分の中では判断できる材料になったと思います。

**司会者**：続いて4番の方にお聞きします。殺意の話に関して争点になったことについて、あるいは正当防衛について御判断いただくについて、どのような事実あるいはどの場面、どの証拠が重要なのかというのを、証拠調べを見聞きしておられる途中でも分かったか、それとも、そうでもないという感じでしょうか。

**裁判員経験者 4**：やっぱり証拠の写真を見たときにインパクトはありました。あと、刺した傷が何か所かあったという話だったんですけれども、弁論では、それは殺意じゃなくって、ちょっとした傷と言っていたので、それは突いたのと違うのかなと写真を見て思ったりしました。

**司会者**：写真や図を見て、これは殺意に関係する傷だなとか、関係する傷ではないなとか、これは正当防衛を判断するのに役立つ写真だな、あるいは図だなとか、正当防衛やそういうものが問題になる事件だというのは、証拠調べの途中で、「だからか」というようなことが分かった感じでしょうか。

**裁判員経験者 4**：そこまで「だからか」といった感じではないです。

**司会者**：何となくそういう感じだなということでしょうか。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：3番の方は正当防衛という話ではなく、責任能力という問題があったので、その点少し難しいことをお伺いすることになるのですが、特に殺意について殺意があるかないかを御判断いただくについて、どのような事実とかどのような場面、証拠が重要になるというか、これが大事なのかなということが証拠調べをしている途中で御理解いただけたかどうかについてお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者 3**：裁判官も殺意について何回も説明してくれたので、すごく分かりやすく、実際に凶器も見せてもらって、これが実際刺さったらどうかと自分で判断ができましたし、被害者の方がどういう状態で刺されたかということ、証拠調べをする前はただ刺されたということだけしか目を向けていなかったんですけれども、相手がどういう状況だったかということも詳しく説明してもらったので、すごく分かりやすかったです。あとは、みんないろんな意見があって、私の意見もしっかり聞いていただけて、みんなその意見に対しても言っていたら、殺意について深く掘り下げて話し合えたと思っています。

**司会者**：証拠の中で、刺さり方などが分かる証拠がしっかりと出てきて、それに基づいて評議もしやすかったという感じでしょうか。殺意の説明についてもきち

んとしてもらえたという印象があるということですかね。それでは、2番の方、殺意と正当防衛の御判断をいただくについて、同じ御質問になりますがいかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：証拠品とか画像とか、あと事件が起きた場所の見取図とかいろいろ見て、読み上げていく中で、自分なりにこういうことが起きたんだということ認識していきました。裁判中のモニターに映す画像が白黒だったんですけども、血が付いたものを見ると多分うわっとなってしまうので、白黒でよかったです。白黒でちょっとだけ分かりづらかったんですけども、自分的にはそれはよかったかなと思います。全体的には大体分かりやすく進んでいきました。

**司会者**：写真については、白黒よりはカラーのほうが、うわっとなるかもしれないけれども、カラーのほうが分かりやすいかもしれないというところでしょうか。

**裁判員経験者2**：はい。

**司会者**：白黒にしているのは恐らく、ショックを受けるとその後考えがまとまりにくくなるとか、ショックのほうに気が行ってしまうとかいうようなことがあると、御本人にもよくないし裁判にもよくないということでやっていると思います。白黒写真で分かりにくくなった部分はどこか、あるいは白黒写真でもこういうところは分かったのよかったとか、殺意を認定するについてプラス面、マイナス面があったら、御記憶の範囲でお伺いできますか。

**裁判員経験者2**：白黒で分かりづらかった点というのは、凶器が白黒なので、形しかよく分からなくて、どのくらいの長さだったかとかいうのが分からなかったです。

**司会者**：白黒にしているために殺意について十分分からなかった面というのがもしあれば教えていただきたいのと、白黒でなくてもこういうところが分かったという形で評議がきちんとできたのかどうか、あるいは御自分の中で殺意について御理解が十分できたかどうか、結論との関係はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：形が見づらかったというのはありましたが、全体を通しては、見て判断できるので分かりやすかったです。

**司会者**：特に支障はなかったけれども、カラーだったらもっとインパクトはあっただろうとか、実物を見たらもっと違っただろうとか、そういう感じでしょうか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。カラーで見てたらやっぱりうわっとなってしまう可能性があるんで。でも、カラーだったほうが伝わるものは伝わるのかなみたいなことも思いました。

**司会者**：プラスマイナスで総合すると、2番さんにとっては白黒の写真でも分かったということでしょうか。

**裁判員経験者 2**：はい。凶器のイメージはつかめました。

**司会者**：1番の方は殺意の関係とか、証拠調べをされていてどのようにお感じになったか、どのくらい分かっていったかという辺りをお聞かせいただけますか。

**裁判員経験者 1**：最初に事件の説明をいただいたときに、トラブルで家から刃物を持って出たということで、その時点で普通考えられませんよね。その辺りで、あれっ、殺意があったんじゃないかというのが、最初にやっぱりありました。それと、法医学者の先生が傷の説明をされて、弁護人の説明と全く正反対のことをおっしゃったんですが、これだけきれいな傷は、争って取り合いしてその包丁で刺されたという傷じゃないということで、もう明らかに刺すという意図があったというふうな説明だったんで、あっ、これは殺意があったんだなというふうに、その時点で感じました。

**司会者**：そうすると、その法医学者の御説明で、例えば傷がすごくきれいなんで、これはもみ合って、がちゃがちゃとやってるときにできたのではなくて、すっと入っているということが分かったということでしょうか。

**裁判員経験者 1**：刺す意思があったというふうに感じました。それと、裁判員で一人ずつ被告人に質問することがあったんですが、私が被告人にお尋ねしたのが、

刃物を持って振り回せば当然けがをするんじゃないですか、被害者も自分も傷つくんじゃないですか、そういう心配というかそういう懸念はなかったんですかと聞いたら、そんなことありませんとおっしゃったんです。それはちょっとおかしいんじゃないのと思ひまして、その辺りのもろもろのことが、最終的には法医学者の先生のお話で腑に落ちたというか、殺意があったんだなというふうに思ったんです。刃物を振り回してけがをしないということはまずないと思ひましたので、その辺りもおかしいなと思ひました。

**司会者**：被告人に直に質問をできたということが、殺意について御自分の中で納得する材料になっていったということになりましょうか。

**裁判員経験者 1**：はい。ただ、やはり被告人の方と対峙してお話しするというのはしんどかったです。

**司会者**：さて、証拠調べのお話になりますと、検事や弁護人にこういうふうにしてもらえたらいいのにと思われたところがおありになるかもしれないと思ったんですけれども、こういう感じで立証、証拠調べをすることはないのでかというような、よりよいやり方について、御質問がおありの方がおられたらお願いしたいです。もしそういうことがなければ、逆に検事や弁護人の側から皆様に、こういう立証をしたけれども、この点は分かりましたかといった御質問をしていただきたいと思ひます。皆様の側から検事と弁護人に何か御質問はありますか。

では、1番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 1**：弁護人にお尋ねします。先ほど申しあげました法医学者の先生が、傷跡について、どういう角度でどういう傷になっていると説明されたんですけれども、被告人の説明、弁護人の説明は全く違うものだったんです。左手が右手になったりとか、もみ合って取られたのを取り返そうとしたとか、あまりにも違い過ぎて。傷跡を私も写真で見たんですけれども、そういう写真は弁護人は御覧になることはないんですか。もし御覧になったのだったら、この傷跡だ

ったらこういうことはおかしいというふうなことはないのでしょうか。

**司会者：**答えられる範囲で、あるいは一般論になってもいいと思います。

**溝内弁護士：**一般論でお答えさせていただきます。傷跡の写真というのは事前に、証拠になるならにかかわらず検察官から開示、明らかにしていただくという手続によって見せていただくこともありますし、実際に証拠として請求されている場合には、当然証拠として出すものということで見せていただいています。今回の件は見られているということであれば証拠として出されているものだと思いますので、事前に見る機会を得ています。法医の先生がその点について裁判の中でどういう説明をされるかということは、事前に分かるケースと、場合によったら分からない、大まかな話は分かっても分からないというケースも中にはあります。一般的に、こういう傷がつくのかつかないのかというのは、ある意味、経験則的な部分がありますので、そういうものと、あとはやっぱり私たちは被告人の言い分を踏まえた上でどういう弁護をしていくかというのを考えますので、全くあり得ないというようなお話であれば、本当にどうなったのというような話も向けながら弁護の方針というのを固めていくということになりますし、基本的にはその中であり得るということであれば、被告人の言うことをベースに考えていくということも弁護活動としてはあります。

**司会者：**被告人がまずどう言っているのかということがあって、証拠との関係で整合的に説明することができるかどうかということを弁護人は考える。多少苦しいところがあっても、そういうお立場から考えるという基本的な姿勢があるところでしょうか。

**溝内弁護士：**あと、付け加えるとすると、法医の先生にあらかじめお話を聞くという機会はなかなか与えられませんので、そこについては手探りという部分もあると思います。

**裁判員経験者 1：**ありがとうございました。

**司会者：**ほかの方はいかがでしょうか。よろしいですかね。それでは、検察官、弁

護人から皆様に対して、証拠調べの工夫の仕方などについて、裁判員経験者の方にアドバイスと言いますか、こういう証拠調べの仕方はどうでしょうかというようなアイデアを教えていただくとか、どんな質問でも結構です。検察官、弁護士、あるいは裁判官から、こういう証拠調べの仕方はどうでしょうかというようなことでもし御質問があればお願いいたします。

**川上検察官：**大阪地検の川上です。証拠調べについて、先ほど2番さんの感想の中で写真が白黒でよかったという話があったと思うんですが、恐らくその画像は刃物の画像だと思います。証拠調べの仕方としまして、証拠の刃物の実物を調べるやり方と、あるいはカラー写真で証拠を調べるやり方と、それから白黒写真で調べるやり方と、さらには写真を使わずにイラストを使ってやるやり方といろいろあります。検察官としては、生の証拠に触れていただいたほうが分かりやすいのではないかという考えはあるんですが、先ほどの御意見にもありましたとおり、あまり刺激が強いと心の動揺が激しくなって、きちんとした判断ができなくなるという懸念もあるところではありまして、いろいろと手探りをしながらやっているところがございます。もしその点で実際にはこういう証拠が出てきたんだけど、別の証拠のほうが分かりやすかったという御意見があるのであれば教えていただければと思います。

**司会者：**今の御質問なんですけれども、2番の方に限らずほかの方からでも、こういう証拠なら出てくるといいだろうとか、こういう証拠はちょっと刺激が強過ぎてかえってよくないのではないかとか、御自分が御体験になった事件ではなく、ほかの方の御体験から出てきたお話について、自分ならこう思うというようなことでも結構です。何か御意見がある方がおられましたらお願いいたします。まずは2番の方、いかがだったでしょうか。実際のところはどうかだったのかというところからお話しいただけますでしょうか。あと3番の方は生の証拠を見られたというようなお話が先ほどありましたので。2番の方、3番の方で順番に一言ずつお願いできますか。

**裁判員経験者 2**：白黒だと分かりづらさもあったけれども、やっぱり白黒のよさというか、保護してる部分もあってというのがあったので、分かりやすかった点では分かりやすかったです。

**司会者**：白黒で困ったことはなかったということですか。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：3番の方は今度実物の凶器を御覧になったということですがけれども、仮にこれが写真だったら、何か違うところがあったのか、そういうことも含めて御意見をお願いできますか。

**裁判員経験者 3**：写真だと多分全く伝わらなかったんじゃないかなと思います。ケースに入っていたんですけど、実際に大きさとか形とかを見れたので、本当にそれを見たら、これを刺して相手が死なないと思うのはおかしいんじゃないかなと思うぐらい結構リアルに思えました。写真だと大きさとか重さとか重量感とかが多分全然伝わらなかったんじゃないかなと思って。やっぱり実物を見るのって怖かったんですけど、もちろん本物なので実際使われたものだし、ちょっと怖いとは思いましたが、やっぱりそれを使ったのは現実だし、それでリアルに想像できるというのはよかった、これから話し合うという点についてはよかったかなと思います。

**司会者**：5番さんの場合は凶器となったものは車なので、車を持ってくるわけにはいかないと思うのでなかなか難しい話ではありますね。皆様の証拠の中に、けが自体の写真はありましたか。けがの部分というのは図か、それとも図もないという感じだったんでしょうか。

**裁判員経験者 1**：刺された写真はありません。

**司会者**：カラーの写真でしたか。

**裁判員経験者 1**：いえ、白黒でした。

**司会者**：今1番の方から白黒の写真があったというお話がありましたが、ほかの方はイラストとか図とかですかね。

裁判員経験者 4：白黒の写真だったと思います。

司会者：4番さんも白黒の写真だったのですか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：それは白黒でも十分分かったという感じでしょうか。カラーだとかえってよくないとか、カラーのほうがいいという御意見の方とか、現物の傷を見るというわけにはもちろんいかないと思いますので、どういう形で見れば十分なのかという点についてお伺いしたいと思います。その辺りは1番さんと4番さんは、どのような御感想をお持ちですか。

裁判員経験者 1：私は白黒のほうがよかったと思います。もしも、それこそそのままの状態だったら、カラー写真だったらしんどかったと思っています。

司会者：4番さんはいかがですか。

裁判員経験者 4：見てもいいですよというファイルの中には多分カラーのものがあったかなと思います。裁判で皆さんが来ている中でそれが映像でばんと映されるので、それはやっぱり白黒のほうがいいかなとは思いました。家族の人とかもやっぱり来てはるやろうし、そこであんまり生々しい写真はよろしくないかなとは思いました。

司会者：特にモニターに出るのであればということですね。

裁判員経験者 4：はい。モニターはやっぱり白黒のほうがいいかなと思うので。もし話をする中であれば、見たい人、大丈夫な人は見られるようにしてあってもいいかなと思いました。

司会者：白黒だったためにかえって分かりにくかったということはなかったでしょうか。

裁判員経験者 4：それはなかったです。

司会者：1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：なかったです。

司会者：そうすると、けがとかについては白黒でいいけれども、凶器は本物の重量

感みたいなものをちょっと見たほうがいいかなという感じの御意見があったという感じになりますかね。

5番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者5**：車の事故なので、私が見たのは図で、ここをこういうふうに轢過されたというのを見たので、あとは衣服とかは見たんですけども、こういうふうにこの部分にこれが当たってとかいう物は見ました。正直、その原因となった部分にどれだけの力が加わってとかそういう部分というのが図でしか見えなかったのです。たしか写真はなかったように思うんです。白黒もなかったと思うので、今のお話を聞くと、そういうものをもし見る機会があったとしたら、それはまた違う考え方にもなったのかなと思うのは確かです。だから皆さんのお話を聞くと写真の白黒とカラーに関する考えはちょっと分からないんですけども、私の事件でも写真で実際の部分を見ることができたら、またいろんな考え方もできたのかなと思います。

**司会者**：それでは、4時になりましたので、ここで10分休憩をして、4時10分ぐらいから再開をさせていただきたいと思います。再開後に論告・弁論について証拠上の内容と合っていたかどうか、あるいは過激な言い方とか意味の分からない主張はなかったかとか、議論がしやすいようなまとめの主張になっていたかというようなことをお伺いしたいと思います。それでは一旦休憩したいと思います。ありがとうございました。

(休憩)

**司会者**：それでは、再開したいと思います。先ほどまで証拠調べのお話をしてきました。一番最後のところで、5番さんから写真のお話がありましたが、5番さんが御担当された事件は被害者の方が亡くなられた事件なので、けがではなくて御遺体の写真だということになります。やはり御遺体の写真ということにな

ると、全然違うという感じでしょうか。

**裁判員経験者 1**：はい。断われるものだったら断わったと思います。私は未遂だから出させていただきました。

**司会者**：けがの写真を見るについても、御遺体の傷だと思うのと、亡くなっていない方の傷だと思うのとでは大分違いますでしょうか。

**裁判員経験者 1**：違います。御本人、被害者の方がそこにいらっしゃって生きていらっしゃいますのと御遺体とは全然違いますから、そういう観点からも耐えられなかったと思います。

**司会者**：皆様はいかがでしょう。

**裁判員経験者 4**：私も同じです。けがという感じでは見られるけど、それがもし致命傷であったり、今亡くなっているというのだったら、ちょっと見たくないかもしれないです。

**司会者**：その辺りは工夫がないとできないことになりますか。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：分かりました。ありがとうございました。

それでは、続いて、論告・弁論についてお話を伺っていきたいと思います。論告求刑、最終弁論というような言い方をしていたかもしれません。これがそれまでの証拠と合っていたかです。一方的だったとか、分かりにくかったとか、その後、評議をするのに論告や弁論のことを念頭に置きやすかったとか、全然考えるに値しなかったとか、その辺りのことをお伺いしたいと思います。評議の役に立ったかどうかについては、どう役に立ったかをあまり具体的におっしゃっていただくと、評議の秘密といいますか、評議室の話になってしまうのでいけないですけども、皆様の御感想ということであれば結構ですのでお話を伺いたいと思います。では今回は3番の方からよろしいでしょうか。

**裁判員経験者 3**：検察の論告は証拠からずっと話してるので分かりやすかったと思いました。弁護人の弁論になって、精神的なものについては、ちょ

っと説得力がなかったのかなと思いました。検察の方は証拠に基づいてお話しされることが多かったのですけれども、弁護人の話は、被告人の生い立ちとかそういう話になってしまったので、証拠に関してどうこうというよりも、どうしてこういうふうになったかという話が主だったと思います。もっと違うところを弁護するといえますか、弁論ももうちょっと証拠に基づいて話してくれたらちょっと変わったのかなという思いもあるんですけど、あまりそうではなかったもので、何となく裁判の中では弁論の方が弱く感じていました。

**司会者：**直接見聞きした証拠に近いことを弁護人はあまり言ってくれずに、証拠から遠い過去の話などが多くなっていたという感じでしょうか。

**裁判員経験者 3：**そうですね。裁判官も弁護人に対して、それは今の争点と違うということをはっきりおっしゃったシーンもありましたし、裁判員としては、その前後とか生い立ちとかも気になるところではあるので、そういうのも知りたいなと思うんですけど、やっぱり裁判では争点が大事というか、何を争っているかということが一番大事なんだなというのは、何日もやって分かってきていたので、最後の弁論でそういう話をいきなり持ち出して話しても説得力がないと感じました。裁判官のおっしゃるとおり、全然証拠と何の関係もない話だったので、どうなのかなと思いました。

**司会者：**2番の方はいかがでしょうか。論告・弁論は評議に役立ったか、あるいは論告・弁論自身が分かりやすいものだったかどうか。

**裁判員経験者 2：**論告・弁論は自分の中で理解できたと思います。分かりやすかったです。

**司会者：**評議の役には立ちましたか。

**裁判員経験者 2：**評議に入ったときにも話し合って再認識できたので、分かりやすかったです。

**司会者：**1番の方はいかがでしたか。

**裁判員経験者 1：**論告のときは比較的すんなりと、ああ、そういうことでこうなん

だというのが入ってきたのですが、弁論のときは、その弁論のちょっと前のときに、弁護人が凶器の模型を作って、それで実際にこういうふうにしてと被告人と弁護人とで実演されたことがありました。そのときに何か非常に私自身が違和感を感じたこともありまして、弁論のときに弁護人がお話しされたことが、そこは違うのでは、そこも違うのではという形で、疑問点を逆に自分自身の頭の中で浮かべることができました。だから最終的には論告のほうがすんなりと腑に落ちたような感じがしました。

**司会者：**では、5番の方、よろしいでしょうか。

**裁判員経験者5：**私は冒頭陳述に関してははっきり聞き入れることはできたのですが、けれども、論告と弁論に関しては、正直、量刑に関してだけ感じるところがあったのは確かです。論告に対しても弁論に対しても、書いてあることに対しては、自分の中であまり表現の仕方が分からないんですけれども、ただその言葉を字に表してるだけで、中身としてはあまり感じるものがなかったです。それまでの評議の中身、証拠を見て最終的に自分の判断で決めなければいけないと思ったので。こうだからこうで、だからこういう求刑で、弁論のほうも、こうこうこういう人となりがあって、こういうことだからこういう量刑でというように出されている部分しか感じなかったのは確かです。最終的には評議でしっかり感じる場所があって、証拠やいろいろ話し合った内容によって決めることだったので、正直、論告と弁論に関しては目を通したということではなかったです。

**司会者：**お互いの立場から、一方的すぎたという感じでしょうかね。

**裁判員経験者5：**極端過ぎたんだと思います。論告の話は、もう殺意があったという前提でしか捉えることができないし、弁論のほうは、殺意はなかったです、この人にこういう殺意はなかったです、だからこれは殺人じゃないんですというように二つにしか分かれていないので。だけどその証拠とかいろいろなものを精査していきながら話し合っていくと、そこだけじゃない部分があったので、

本当にその配られた論告と弁論はしっかり目を通しましたけれども、書かれている内容というのは参考にはしましたけど、量刑を自分で判断するに当たっては、冒頭陳述と全く同じ内容なので、自分の中ではあまり感じるものがなかったのは確かです。

**司会者：**結論があって、そこに向かって証拠をそういう見方で見れば、それはそうなるなみたいな感じでしかなかったという感じでしょうか。

**裁判員経験者 5：**そのとおりだと思います。

**司会者：**4番さんはいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者 4：**私の担当した事件では、とにかく上からうわあっと言う検事だったので、絶対に悪いというのが頭に入ってしまった。チャート式でよくよく分かる資料で、これがこうだからこう悪い、こう悪い、こう悪いという感じでした。弁論のほうはやっぱり前と同じように、ばあっと字が長く書かれていて何枚にもなっていて、すごく読みにくくて、弱く感じました。

**司会者：**論告のほう証拠にしっかり則って説得的だったという感じでしょうか。

**裁判員経験者 4：**はい。

**司会者：**弁論の問題としては、文章が長過ぎてだらだらしていたというところにあるのでしょうか。

**裁判員経験者 4：**読みにくかったし、分かりづらかったように思います。

**司会者：**聞いているときはどうでしたか。

**裁判員経験者 4：**聞いているときも「どこ読んでるの？どこ読んでるの？」とか、「えっ、次どこのページ？」という感じで読みにくくて、隣がページをめくったから自分もめくっておくかみたいな感じがありました。

**司会者：**5番さん、何か補足があればお伺いできますかか。

**裁判員経験者 5：**今のお話をお聞きして自分も思ったのが、さっきおっしゃったように、論告はありきの話で、弁論はそれをなしという話になっていて、どちらをとればいいのかということは論告と弁論からだけでは判断できなかったの、

証拠と提示されたものを見て考えないといけないなと思いました。

**司会者：** 検察官，弁護人から御質問がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは，最後のパートになりますけれども，評議の進行の話です。評議では殺意や正当防衛の意味，それから被告人にそれらが認められるかについて十分御議論いただけたかどうか，特に殺意については最初からお話しいただいたように，殺してやるとまでいかななくても，死ぬ危険のある行為をあえてやる意思も殺意だとか，死んでもしょうがない，構わないというのも殺意だというようなことについて，御理解いただいた上で評議が十分できたかどうかという辺りです。正当防衛も，やられたからやり返すとかそういうレベルではなくて，正当というためにはやっぱり切羽詰まった状況や，防衛というのにふさわしい行為でないといけないという話があったと思いますけれども，これらの点についてお伺いしたいと思います。評議の点ですので，評議室の出来事とか会話についてはお話できないですし，また，ほかの方の御意見には触れられないわけですが，皆様がお感じになったところをお聞かせ願えればと思います。今度は2番さんからということではいかがでしょうか。

**裁判員経験者2：** 最初に渡された日程表に評議の時間がいっぱいあって，これだけ長い間議論するのかな，相当すごい知識とかが飛んでくるのかな，といろいろなことが頭をよぎったんですけれども，裁判官のサポートもありましたし，評議中もずっと暗くなる感じもなく，分かりやすくやることができたと思います。

**司会者：** 争点になっているところについての概念なども，何となく分からないまま終わってしまったというわけではなく，これが殺意だとか，これが正当防衛だということについて，評議をやってる間に十分御理解いただいた上で判決ができたという内容的な満足感みたいなものは得られたでしょうか。

**裁判員経験者2：** はい。しっかり説明もされましたし，こういうことがあれば殺意だというんですかね，表現しづらいんですけど，話を聞いたりして，分かりやすく評議していくことができました。

**司会者**：2番さんの中での御納得といいますか、これが殺意だということを、今度は自分でも人に説明できる感じにはなりましたか。

**裁判員経験者2**：そうですね。はい。

**司会者**：次は3番さん、よろしいでしょうか。

**裁判員経験者3**：評議は裁判長や裁判官が一人一人意見を聞いてくれたので、すごく答えやすい雰囲気でしたし、こんな意見を言ったらいけないかなという雰囲気もなく、みんなが自由に意見を言って行って、それで、あっ、そういう考え方もあるのかとか、相手の意見に賛成したり反対したりというのもすごくできて、最終的なところも、裁判長も気負うことがないように配慮してくれたので、すごくスムーズにできました。殺意に関しても、分かりやすい例えを説明してくれたりしたので、結構すんなりと、ああ、こういうことが殺意なんだということも理解できましたし、またやっていくうちに悩んでいても、疑問はすぐに質問すれば返してくれて、裁判長や裁判官がきちんと答えてくれたりしたので、非常に分かりやすかったと思います。

**司会者**：では、4番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：私も最初にこの日程表を見たときに、えっ、この評議ってどうするのと思って、みんなで帰ったときに「明日から一日これかぁ」とか、「一日中は無理だなぁ」とか言っていたんですけれども、裁判長もすごく気さくで、お昼御飯とかも一緒に食べてくれて、だんだん話しやすくなってきて、分からないところもすごく細かく、ここまで考えてみましょう、ここまで考えてみましょうというように一つずつ段階を追って、すごく分かりやすくやってくれたので、すんなり入っていくことができました。

**司会者**：争点の考え方や概念についても、かなり御理解いただけ的感觉ですか。

**裁判員経験者4**：はい。

**司会者**：それはよかったと思います。

**裁判員経験者4**：はい、ありがとうございます。

**司会者：**では、5番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者5：**私も初めて裁判所に行ったときにはすごく緊張していて、殺意について自分の持っている考えで考えないといけないと思っていたんですけども、説明を聞いて、ああ、そういうふうに考えて、こういうふうに自分の中で考えていけばいいのかとか、評議の進行に関しても、裁判長の方も裁判官の方もすごくしっかりサポートしていただけたので、本当に一人一人の意見にしっかり耳を傾けていただけました。いろいろ説明もしていただけたので、評議としてはすごくやりやすかったですし、さっき3番の方がおっしゃったように一人一人の考え方や見方がこれだけ違うんだというのも自分の中でも勉強になりました。評議はとてもスムーズだったという印象しかないですね。

**司会者：**殺意というものについても、十分御理解していただいて議論できたという御印象でしょうか。

**裁判員経験者5：**はい。もちろんその殺意というものに関して、自分が今まで持っていた認識とまたしっかり違う認識を持たせていただいて、その上でしっかり評議できたと自分では思っています。

**司会者：**殺意の意味についても御納得いただけたという理解でよろしいですか。

**裁判員経験者5：**はい。もちろん納得した上で評議をしたつもりです。

**司会者：**それでは、1番の方いかがでしょうか。

**裁判員経験者1：**殺意につきましては、裁判官の方々が微に入り細に至って細かく、例とか考え方ですとか、概念ですとか、事あるごとに私たち裁判員に御説明いただいて、皆さんが納得するまで何回も、疑問点はありませんか、どう思われますかとかいうふうに聞いていただいて、皆さんが、分かりました、そういうことですねということで納得してから次の段階に進む。また新しい言葉が分からない、そのときはたしか故意という言葉も出てきたと思うんですけども、その故意でも、最初からそういうふうにしてやろうというのと、ひょっとしたら死ぬかも分からないというような、そういう説明もしていただきまして。未

必の故意ですかね，そういう御説明もいただいて，殺意とはこういうふうに見えるんです，皆さんは，殺してやるという気持ちを殺意と考えられているかもしれませんが，裁判ではこういうふうに見えるんですというのを，かみ砕いて，子どもに説明するように御説明いただきましたので，皆さんが納得されたと思います。

**司会者：**内容としても，しっかりと腑に落ちたということでしょうか。

**裁判員経験者 1：**はい。

**司会者：**押し切られたとか，そういった印象はないですか。

**裁判員経験者 1：**それはないです。私ども裁判員全員が，へえ，そうか，そういうことなのかと納得した形で進んでいきましたので，皆さん，御納得されていたと思います。

**司会者：**ありがとうございました。ほかに付加していただくような御意見がございましたらお願いしたいんですけども，よろしいですか。では，検察官，弁護士，あるいは裁判官から何か御質問があればお願いいたします。こういう工夫を試みたけれども，よかったですかね，駄目だったですかねとか，評議のときはどうだったんですかという辺りでも結構です。よろしいですか。あるいは，裁判員経験者の皆様から検事，弁護士への御質問はございますでしょうか。よろしいですか。では，芦高裁判官，お願いいたします。

**芦高裁判官：**殺意の概念などについて，評議では十分時間があって裁判官と裁判員との間で話をして，裁判員の方が持たれる疑問などにも説明することができていたと思うんです。ただ，そういう一般的な意味合いと違う法的概念であるといったところを，もっと早い段階で，例えば審理の早い段階，冒頭陳述の前などで，裁判官からそういう説明があったら，もっと審理，例えば証拠調べなどがしっかり理解できたのではないかというように感じられるといったことはないでしょうか。裁判官のほうでそういう説明のタイミングにもっと工夫の余地がなかったかというようなところで，何か御意見を聞かせていただければと思

っておりますが、いかがでしょうか。

**司会者**：1番さん、お願いいたします。

**裁判員経験者1**：かなり前の裁判なので定かではないですけれども、一番最初の日にお部屋に入ったときに、ホワイトボードに書いていただいたりして、殺意とは死んでも構わないと思うような考え方のことも書かれたので、それがすごく印象的で、えっ、殺意ってそういうことなのというのが入りました。

**司会者**：冒頭陳述の後に争点整理のところ、殺意とはこういうものですよという説明はありましたか。裁判官から早めの説明があったほうがよいというお話だったと思うのですけれども、そういうものについて、あるなしを検討することがこの事件の争点ですよというような話はありましたか。

**裁判員経験者1**：最初にありました。

**司会者**：法廷ではいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者1**：法廷で、裁判官からですか。

**司会者**：検事からでも、弁護士からでも結構です。

**裁判員経験者1**：記憶にないです。

**司会者**：それは記憶にないですか。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：なるべく早いほうがいいのか、それとも評議のときでも十分かといった観点からはいかがでしょうか。早いほうが証拠調べを聞くのにありがたいかなとか、それは評議のときでも殺意のことくらいだったら十分分かるかなとか、その辺りについて御意見があればお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者5**：私は裁判に入る前に聞いているほうがいいかなと経験上思いました。殺意というものの捉え方は、自分の中では初めからその気持ちでというのが強かったので、殺意ということに関しての考え方を初めに聞いておくことができたので、審理でも評議でもそれを頭の中に置いていろいろ考えることができたので、早い遅いで言うと早いほうがいいと思いました。

**司会者：** 検察官や弁護人のお立場からは、やっぱり早い段階で殺意というものについて、裁判員の皆様が御理解の上で審理に臨んでもらったほうがいいという思いがとおりでしょうか。

**川上検察官：** 大阪地検の川上です。争点整理の段階で裁判所からそういう説明をしておくという説明が当事者にあって審理に臨んでいることが多いので、そういう説明はしていただいているものだという理解でやっております。

**司会者：** 弁護人はいかがでしょうか。

**溝内弁護士：** 分かった上で証拠調べに入っていただきたいというのは、弁護人もそのように考えていると思います。殺意が問題になっているのであれば、本来であれば冒頭陳述で、こういうことだと、本件ではこういうところが問題になりますと、証拠ではこういうのが出てくるのでそこをよく見ておいていただきたいという説明ができてないといけないと思います。それがあまり十分にできていないのかもしれないと、皆さんのお話を聞いていて思いました。

**司会者：** ありがとうございます。それでは、評議についてもいろいろ御意見を伺いましたので、この程度とさせていただいて、最後、守秘義務について御意見や御感想を伺いたいと思います。当時の裁判長からも説明があったと思うんですが、守秘義務については一緒に裁判をした仲間、皆様のためにも、これからを含めた皆様自身、あるいは世の中の裁判員の皆様に十分議論していただくためにも、評議の中身を言わないという、評議室であるいは評議として話した内容は話さない、でも法廷で起こったことは全部話してもらってもいいし感想も構わないと、こんなことをいろいろと説明があったかと思います。裁判が終わった直後あるいは現在、守秘義務というものについてどのように感じておられるか、一言ずつでも結構でございますので、お願いできますでしょうか。特に守秘義務について悩んだりすることはないのか、それとも守秘義務があるために悩みが多くなっているとか、そのような御感想をお伺いできればと思います。

**裁判員経験者 1：** 守秘義務については、当然のことと思いますし、裁判長から裁判

が終わった後に、公判の内容はいくら話をしてもらっても結構です、公判は誰でも傍聴できるんだからそれは結構です、評議の内容は外には漏らさないようにということは言われていましたので、別にそれが自分自身の心にすごく重荷になっているとか、そういうことは一切ございません。

**司会者：** 守秘義務について、そういう説明を受けたので評議で意見を言いやすかったとかいうことはありますか。

**裁判員経験者 1：** はい。好きなだけ言わせていただきました。

**司会者：** 2番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2：** 守秘義務ということで、裁判をやる前は、何かいろいろと制約があって自分が苦しくなるイメージがあったんですけども、裁判員裁判をやってみると、守秘義務の内容で、判決というか、こういう事件というのはしゃべっていいということは聞いていて、そういうところはみんなも傍聴席で聞いているので大丈夫なんだというのが分かって、評議の中でも話をしていてそれが苦になったとかいうのは全くないです。重いイメージがあったけど、重くなかったという感じですね。

**司会者：** 3番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 3：** 裁判員をやる前は、守秘義務というのはすごく重いものだと、参加したとたんにもう誰にも何も言えない状態が続くと思っていて、家族にも言えないってどうしよう、もしぼろっと言ったら捕まってしまうのと違うかとか、本当に重く考えていたんですけど、初日に守秘義務の説明をしてもらって、全然裁判のことは言っていないんだよ、ただ評議の中で話したことは言わないでねというぐらいのことだったので、そんなに意識せずに、もちろん話合いの内容は言わないですけど、家族にもこんな事件というのは全然言えました。だから逆に気が楽になったのを覚えています。本当に最初、守秘義務に限らず本当に気持ちが重かったんです。大丈夫かな、自分にできるのかなとか思っていたんですけども、そういう点でも割と入りやすかったと思います。

**司会者：**では、4番の方お願いいたします。

**裁判員経験者4：**3番さんが言ったことがそのまま本当に同じで、最初は守秘義務ということでかちんこちに緊張していたんですけども、今では、知り合いから「こんなん来てん」と言われても、広報的に「やってみたほうがいいよ、人生変わるから」とか「考え方変わるから絶対やったほうがいいよ」って言えるぐらいです。だから友達に最初に「裁判員やってんねん」と言ったときに、「えっ、そんなこと人に言っているの？」とか、やってるということも、「えっ、言ったらあかんのん違うの？」とかいろいろ言われたので、世間にはめちゃくちゃ誤解があって、「裁判員をしていることは別に言ってもいいねんで」とか「法廷のことはみんなが聞いているからそれも言ってもいい」とか言って、何かすごく思っていたイメージと違ったことを覚えています。

**司会者：**ありがとうございました。特に終わってから、裁判員をやってよかったよということは、我々としては言ってほしいなと思いますので、ありがたいなと思って聞いていました。では、5番の方お願いいたします。

**裁判員経験者5：**私も守秘義務と聞いたときに、ええっと思ったんですけども、評議の内容は何があっても漏れないよというか、しゃべらないようにで、それ以外は公開裁判なので全然構わないですよというお話を聞いて、すごく気が楽になったのを覚えています。3番さんがおっしゃったように、家に帰ったときに、何があってどうしたと聞かれるのも嫌だったんですけども、公開裁判でいろんな人が出入りするのを見たときに、今日どうやったんと聞かれても、こうこうやったでと、当然公開裁判の内容を簡単にしゃべるくらいで、それ以外の評議のことは全くしゃべらなくて済んだぐらいです。だから守秘義務というのをあまり意識し過ぎないようにいろいろ御配慮いただいたのかなというのは思っていて、今でもそれに関してはありがたいなと思っています。守秘義務といっても正直そんなに重くはなかったかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。守秘義務については、検察官、弁護士、裁判官

からは特に質問はよろしいですかね。

それでは最後に、本日傍聴していただいている報道関係者の方から御質問があればお願いしたいと思います。

**記者 1**：今、守秘義務の話が出ましたけれども、皆さん本当はしゃべりたいんだけどなとか、内容のことをどうしてしゃべってはいけないんだろうとか、その辺りについて疑問に思ったりしたことはないですか。例えば、アメリカの陪審員制度だったらその辺りも関係なくしゃべっていいみたいなんですけれども、自分としてはもっとここもしゃべりたいのにと思ったり、そういったことを感じられたことがあるかを教えてほしいです。

**裁判員経験者 5**：もし仮にしゃべってもいいとなって、誰かにしゃべったりすると、回り回って今回自分が担当させてもらった事件に対しても、知り合いがいたりして、そこから今回の量刑に関して何か言われる可能性もないとは限らないと思うので、しゃべりたいとは思わないです。事件について聞かれたことはありますけど、「それは守秘義務があんねん」と言うだけでみんな聞かなくなるというのもよかったですと思います。みんなに裁判はこんなので、こうやって自分の考えを言って、評議がこうやってというのは、全く言う気持ちにはならなかったです。

**司会者**：ほかの方はいかがでしょうか。皆様うなずいておられますが、同じような御意見でしょうか。違う考えの方がおられればお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。では、ほかの質問がありましたらお願いします。

**記者 2**：今回皆さんは裁判員として推定無罪のもといろいろ慎重に判断されるというのを御経験されたと思うのですが、私たちが逮捕時からしている報道、容疑者の段階からしている報道を見てどう思われますか。推定無罪の中で、裁判員を経験されて報道をどう思うのかというのをちょっとお伺いしたいです。私たちが逮捕当時からニュースにしますけれども、あまりにも犯人っぽく報道し過ぎなんじゃないかとかも含めてお聞きできればと思います。

**司会者**：御感想で結構だというような御趣旨の質問だと思うので、報道についてどう思うかという辺りでどなたかおられたらお願いします。では、3番の方お願いします。

**裁判員経験者3**：裁判員を経験する前は、犯罪のニュースが出ると報道どおりにしかとらないし、殺意のことなんてまだ知らなかったの、「殺すつもりや。こいつ悪いやつや」とか、単純に報道どおりにしか受け止めなかったですし、それが全てじゃないとかそういうことも考えられなかったです。でも、今は裁判員を経験して、殺意に関しても単純じゃないなと思えるようになったし、報道でどこまでやるかという話になるとちょっとよく分からないんですけども、裁判員を経験する前とした後では全然見方が変わったというのが事実です。

**司会者**：ほかの方はいかがでしょうか。変わったというところは一緒かもしれないですけど、ほかの角度や切り口からの御意見でも結構です。あるいは報道の方にお聞きしたいことがあれば、どうぞ。

**裁判員経験者5**：報道される時、この人が容疑者というよりもこの人が犯人だと思って見てしまうのは、そういう報道のされ方をしているのですか。

**記者2**：あくまでこの人がその容疑で逮捕されましたという事実を書いているだけなので、それがイコールこの人がやりましたという意味合いは入れていないです。事実しか書かないので、思いは書いていないです。

**裁判員経験者5**：見ている側からすると、報道されている部分だけを見ると、どうしてもこの人は犯人だというふうになってしまうと思います。

**記者2**：逆に、裁判員を経験されたから、そういう報道でも見方が違うというか、この人もまだやっていない可能性があるかもとか、そういうことは考えるようになりましたか。

**裁判員経験者5**：それは大いにあります。何かしら認めている事件に関してはそうだと思うんですけども、例えば、認めていないとか否認しているとかということを知ると、どういうふうな気持ちなのかとか、もしかしたら違うんじゃない

いかとかいうことも考えるようになりました。正直今まではテレビを見ていたら、こいつやったんやろうなとしか捉えてなかったのが、裁判員を経験してからはそういう言葉を出さなくなりましたし、逆に自分の家族がそういうことを言っているのを聞くと、まだ分からんぞと言うようになったのは確かです。

**記者 2**：ありがとうございます。

**司会者**：ほかに御質問はありますでしょうか。

**記者 3**：本日はありがとうございます。先日福岡地裁のほうで被告の関係者が裁判員の人に声をかけるという事件があったんですけれども、実際に裁判員をされて、もし関係者が自分に声をかけられたらとか、ちょっと怖いとか、そういった思いをされたことはあったでしょうか。

**司会者**：1番の方から順番にお伺いできますか。

**裁判員経験者 1**：ないです。

**裁判員経験者 2**：ないです。

**裁判員経験者 3**：ないです。

**裁判員経験者 4**：ないです。

**裁判員経験者 5**：声をかけられたことはないんですけれども、エレベーターに乗ったときに被害者の関係者の方と裁判員の何人かで乗り合ったことはあります。そのときはお互いに当然分かっているんで、全然知らん顔でした。声をかけられたことはないです。

**司会者**：ほかに御質問はよろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、これで意見交換会を終了させていただきます。最後に検察官、弁護士、裁判官から何か御質問はありますか。あるいは裁判員の皆様から御質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたり有益なお話を伺うことができました。ありがとうございました。お疲れさまでございました。我々としましては皆様の御意見をこれからも生かして、これからの裁判員裁判がよりよいものとなるように努力を

いたしますので，どうぞ御安心いただくとともに，もしもう一度裁判員に当たったときにも，また喜んで裁判員になってお越しいただけますようお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上